

私達は憲法9条改憲に反対です

☆日本国憲法第9条

① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

☆三十数年前から日本で進められていたこと、

それは「軍国ニッポン」を復活させようという、流れに抵抗する勢力を、だんだんつぶしていく過程でした。

それは、労働組合、反対政党、メディア、……残るのは裁判所ですが、これも三権分立のほずですが政府の方に引つ張られています。

☆今、最後に残っている抵抗勢力は、市民運動。

今日本には憲法を守ろうという小さな市民団体が非常にたくさんあります。

☆もし憲法9条が変えられてしまったら

● 自衛隊の拘束がはずれ海外派兵が日常化する。

「専守防衛・非核三原則・武器輸出三原則・文民統制の劣化」

● 教室から大義も目的も失われる。

「教育基本法の改正で平和・民主・平等の三原則の否定と教育勅語の復権が懸念」

● 「戦争」は「外交」の放棄である。

「平和国家としての国際協力を通して紛争を予防する取り組みをなおざりにして、米国と共にいつそう軍事的行動に行くという外交への心配。」

● 社会保障「大砲」優先の社会へ。

「軍事力では生存権・生活の安全保障は実行出来ない、

● 産業・経済の 軍事化が本格化し、武器輸出へ

● メディア「戦争に勝つ」ための報道になる。

☆「憲法は僕等に使われる為に生れました。僕等を使いたがる国家に対しては楯であり、時には剣なのだ」

☆核兵器廃絶と恒久平和は、日本の永遠の願い！

二〇一八年十一月十一日(日) 護憲平和行進(通算621回目)

浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五

★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合